

平成 16年度原子力関係経費の見積りについて (外務省)

平成 15年 7月 29日

1. 基本方針

世界規模での原子力平和利用の促進、I A E A 保障措置等の核不拡散体制の強化。

2. 平成 1 6 年度の主な取組及び重点化・合理化事項等

(1) I A E A 保障措置体制の強化と効率化

(世界の核不拡散体制を支える I A E A 保障措置の信頼度を高めるための保障措置予算増額と更なる効率化・合理化のための保障措活動の見直し)

(2) I A E A 追加議定書の普遍化

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：外務省
2. 施策名： 原子力の平和利用のための国際協力の推進及び原子力安全、研究開発等に
に係る国際協力の推進

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	未定	7,036
電源特会(立地勘定)	-	-
電源特会(利用勘定)	-	-
合計	未定	7,036

4. 長期計画との対応：
- 【主たる該当分類】 5 - 2 (2) 国際協力の推進 (国際機関との協力)
- 【従たる該当分類】 2 - 2 核燃料サイクル事業、
2 - 3 (1) 放射性廃棄物の処分に向けた取組、
5 - 1 核不拡散の国際的課題に関する取組、
5 - 2 (1) 国際協力の推進 (諸外国との協力)

5. 主な施策内容

(1) 概要 (必要性・緊急性)

国際原子力機関憲章 14 条 D に基づく分担金の拠出等。

(2) 期待される成果・これまでの成果

I A E A の二大目的である原子力平和利用の推進・強化は、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障確保にとり不可欠。特に、I A E A が原子力平和利用の前提として実施する保障措置は、国際的核不拡散体制を担保する実効的措置として国際社会の平和及び安定に大きく寄与。

I A E A への分担金支払いは、原子力先進国であり I A E A 指定理事国である我が国の責務として認識しており、かつ I A E A における国際的地位の確保に不可欠。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

分担金の拠出は、そもそも我が国が加盟国であるが故に負担しなければならないもの。なお、I A E A の通常予算 (分担金により賄われている) については、当該機関の内部・外部監査の結果、問題ないとの結論が報告されている。

7. 平成16年度予算要求内容：

I A E A 保障措置予算増額に伴う分担金の増。7月18日のI A E A特別理事会で約20百万米ドルの増額を含む268.5百万ドルの2004年通常予算案が決定されている。

8. その他（懸案事項、他省との連携状況など）：

(1) I A E Aの拠出金（技術協力基金、核不拡散基金、R C A拠出金）の手当

（平成15年度：1,727,684千円）

(2) O E C D / N E A分担金の手当（平成15年度：268,399千円）